

平成 31 年 4 月 7 日 執行
愛知県議会議員一般選挙

選挙公報掲載申請に
関する注意事項

愛知県選挙管理委員会

第1 掲載文の申請

- 1 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けることができます。
この場合、愛知県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）は、候補者から提出された掲載文原稿を写真製版により印刷して選挙公報を作成します。
- 2 掲載を受けようとするときは、以下の書類等を提出してください。
 - (1) 選挙公報掲載申請書 1通
 - (2) 選挙公報掲載文原稿（**県選管が交付した原稿用紙により作成したもの**）
1枚
 - (3) 候補者の顔写真（**2枚とも同一のもの**） 2枚
 - ① **胸から上の上半身の正面向きの写真とし、必ず両肩先まで写っている鮮明な白黒写真**としてください。なお、掲載にあたり、**提出された写真に写された顔を中心にトリミング加工し、各候補者の顔の大きさが概ね均等となるように調整**します。（P8 参考1 を参照）
 - ② 大きさは、**L判大（縦12.7cm×横8.9cm）**としてください。
 - ③ **無帽の写真**としてください。
 - ④ 候補者の輪郭が鮮明になるよう**背景は薄い色**としてください。**着衣が薄い色の場合、輪郭が不鮮明となるおそれがあります。**
なお、掲載にあたり、写真の背景を統一するため、背景の色を調整する場合があります。
 - ⑤ 写真の焼き増し、プリントにあたっては、**光沢のある「つやあり仕上げ」**としてください。「絹目（シルク）仕上げ」や、家庭用プリンターによる**プリントの場合、鮮明に印刷されないおそれがあります。**
 - ⑥ 写真の表面画像は、傷が付かないように注意してください。
 - ⑦ **写真の裏面に、候補者の氏名、写真の提出日**を、表面に凹凸が生じないように注意して**明記**してください。
 - ⑧ 写真は、**原稿用紙に貼り付け**ないで、別にして提出してください。
- 3 掲載文原稿は、汚損又は破損しないよう県選管が貸与したバインダーで保管、持ち運びをしてください。
- 4 掲載申請の受付は、**告示の日（3月29日）の午前8時30分から午後5時まで、各選挙区を管理する市区町選挙管理委員会（以下「市区町選管」という。）**で行います。
（選挙区は、「愛知県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する条例」第二条で定められたものとする。別紙参照）

なお、申請期限までに申請されない場合は、選挙公報の掲載を受けることができませんので、注意してください。

5 提出された掲載文原稿は、審査の結果、記載の一部を訂正していただく場合がありますので、その場で訂正に応じていただけるよう、候補者又はその代理人が直接原稿を持参してください。

6 提出された原稿等は、告示の日（3月29日）の午後5時経過後は返却いたしません。

7 選挙公報に掲載を受けることを希望する立候補予定者は、**別紙の各選挙区を管理する市区町選管において、必ず事前審査を受けてください。**

なお、事前審査を受ける際には、前記2(1)から(3)までの書類等とともに、**立候補予定者の印鑑を持参**してください。

8 「愛知県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例」第六条の定めにより、無投票となった場合等は、選挙公報の発行を中止します。なお、その場合においても、提出された原稿等は返却いたしません。

第2 掲載文原稿の修正及び撤回

1 選挙公報掲載申請後に掲載文を修正又は撤回するときは、別紙の各選挙区を管理する市区町選管へその旨申請してください。その際には必ず**候補者の印鑑を持参**してください。

ただし、告示の日（3月29日）の午後5時経過後は、修正又は撤回できません。

2 修正するときは、以下の書類を提出してください。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 選挙公報掲載文修正申請書 | 1通 |
| (2) 選挙公報掲載文原稿（修正後のもの） | 1枚 |

3 撤回するときは、以下の書類を提出してください。

- | | |
|--------------|----|
| 選挙公報掲載文撤回申請書 | 1通 |
|--------------|----|

第3 選挙公報への掲載順序

1 選挙公報への掲載順序は、告示の日（3月29日）の午後6時から選挙区ごとに順次、県選管が行うくじにより決定します。

2 候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができます。

3 くじの開始時刻に立ち会う者がいないときは、県選管の事務局職員を立ち会わせてくじを行います。

第4 掲載文原稿作成に関する注意事項

1 原稿用紙

- (1) **原稿用紙は、県選管から交付されたもの**以外は使用できません。

なお、この原稿用紙の記載欄（原稿用紙の黒い線の内側）の大きさは、選挙公報に掲載される大きさとほぼ同じ大きさとなります。

原稿用紙の記載欄の下欄については、該当事項を全て記入してください。

- (2) 原稿用紙の青い線は、記載するときの便宜のために入れてあるもので、選挙公報には印刷されません。なお、**原稿用紙の黒い線から外は、記載欄の外です**ので、印刷されません（黒い線上にかかる部分も印刷されません）。
- (3) **原稿用紙の黒い線まで文字、図画、背景色などを記載されますと、黒い線に近い部分は、鮮明に印刷されず、掲載時に欠けるおそれがあります。**

2 掲載文の内容

掲載文には、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なうような事項を記載することはできません。

3 掲載文の書き方

- (1) 掲載文（氏名欄の氏名を除く。）は、縦書きでも横書きでも差し支えありません。
- (2) 掲載文の記載にあたっては、**黒以外の色は使用できません。**
- (3) 原稿用紙右上の写真欄は空欄のままとし、**写真を貼らないでください。**
- (4) 原稿用紙右下の氏名欄には、**立候補届出書に記載された氏名を縦書きで記載**してください。ただし、立候補届出の際に**通称使用の認定を受けた者は、当該通称を記載**しなければなりません。
- (5) 氏名欄には、氏名のほか年齢、所属党派に関することなどを記載することができます。
- (6) 氏名欄に年齢を記載する場合は、**選挙期日（4月7日）現在の満年齢**としてください。
- (7) **薄い網掛けや線、コンピュータ・グラフィックスによるイラストレーションを使用したり、文字の背景色に濃淡（グラデーション）をつけたりすると、鮮明に印刷されないおそれがあります。**
- (8) 記載欄の外（原稿用紙の黒い線の外）に記載された部分は選挙公報に掲載されませんので、**掲載文は記載欄（原稿用紙の黒い線の内側）の中に納まるようにしてください（黒い線上にかかる部分も掲載されません）。**

4 記載文字及び図画等

- (1) **字数の制限はありません。**
- (2) **著しく小さい文字を使用すると不鮮明となり、印刷時に読めなくなるおそれがありますので、注意してください。**
- (3) 掲載文の欄には、写真欄に掲載するための写真以外の写真を使用することはできません。
- (4) **氏名欄には、文字を記載してください。図画、図表、罫線の類は掲載できません。また、白抜き文字、デザイン文字も掲載できません。**
- (5) 掲載文に図画、図表その他これらに類するものを記載しようとする場合は、**それらの部分の合計面積が掲載文を掲載することができる面積（写真欄及び氏名欄の面積を除く。）の概ね2分の1を超えることはできませんので、注意してください。**

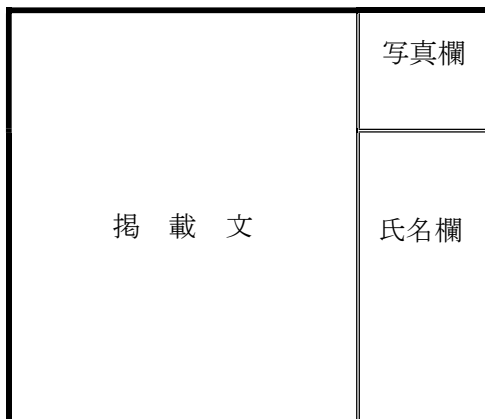
5 その他

- (1) 県選管は、法令又は本注意事項に違反した掲載文の申請があったとき、又は記載した文字が著しく小さいとき、その他印刷が不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し当該部分の訂正を求めることがあります。
- (2) 県選管が求めた訂正に候補者が応じないときは、県選管が職権により訂正することがあります。
- (3) 選挙公報の印刷の体裁は、県選管が決定します。
- (4) 掲載申請の際に提出された書類及び写真は、返却いたしません。

愛知県議会議員選挙の選挙区・届出先選挙管理委員会

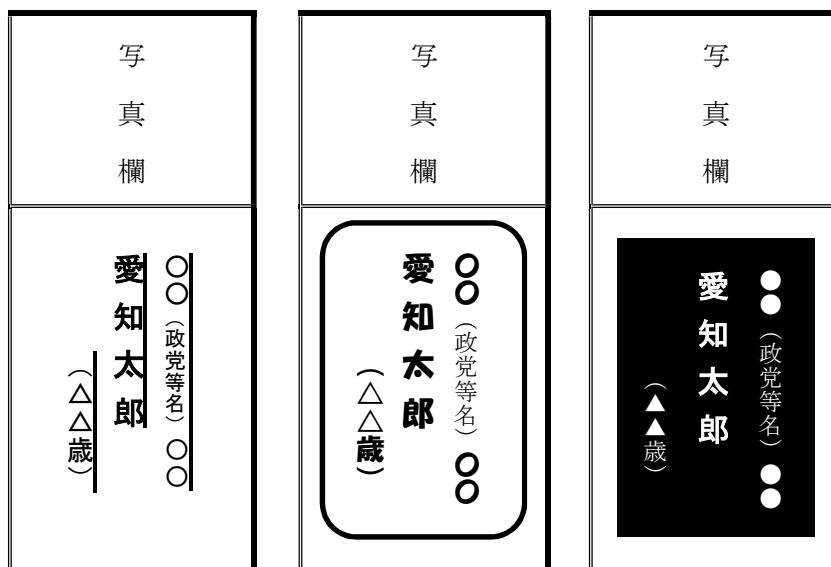
選挙区	届出先	選挙区	届出先
名古屋市千種区	名古屋市千種区選挙管理委員会	西尾市	西尾市選挙管理委員会
名古屋市東区	名古屋市東区選挙管理委員会	蒲郡市	蒲郡市選挙管理委員会
名古屋市北区	名古屋市北区選挙管理委員会	犬山市	犬山市選挙管理委員会
名古屋市西区	名古屋市西区選挙管理委員会	常滑市	常滑市選挙管理委員会
名古屋市中村区	名古屋市中村区選挙管理委員会	江南市	江南市選挙管理委員会
名古屋市中区	名古屋市中区選挙管理委員会	小牧市	小牧市選挙管理委員会
名古屋市昭和区	名古屋市昭和区選挙管理委員会	稲沢市	稲沢市選挙管理委員会
名古屋市瑞穂区	名古屋市瑞穂区選挙管理委員会	新城市及び北設楽郡	新城市選挙管理委員会
名古屋市熱田区	名古屋市熱田区選挙管理委員会	東海市	東海市選挙管理委員会
名古屋市中川区	名古屋市中川区選挙管理委員会	大府市	大府市選挙管理委員会
名古屋市港区	名古屋市港区選挙管理委員会	知多市	知多市選挙管理委員会
名古屋市南区	名古屋市南区選挙管理委員会	知立市	知立市選挙管理委員会
名古屋市守山区	名古屋市守山区選挙管理委員会	尾張旭市	尾張旭市選挙管理委員会
名古屋市緑区	名古屋市緑区選挙管理委員会	高浜市	高浜市選挙管理委員会
名古屋市名東区	名古屋市名東区選挙管理委員会	岩倉市	岩倉市選挙管理委員会
名古屋市天白区	名古屋市天白区選挙管理委員会	豊明市	豊明市選挙管理委員会
豊橋市	豊橋市選挙管理委員会	日進市及び愛知郡	日進市選挙管理委員会
岡崎市及び額田郡	岡崎市選挙管理委員会	田原市	田原市選挙管理委員会
一宮市	一宮市選挙管理委員会	愛西市	愛西市選挙管理委員会
瀬戸市	瀬戸市選挙管理委員会	清須市、北名古屋市 及び西春日井郡	清須市選挙管理委員会
半田市	半田市選挙管理委員会		
春日井市	春日井市選挙管理委員会	弥富市	弥富市選挙管理委員会
豊川市	豊川市選挙管理委員会	みよし市	みよし市選挙管理委員会
津島市	津島市選挙管理委員会	あま市及び海部郡	あま市選挙管理委員会
碧南市	碧南市選挙管理委員会	長久手市	長久手市選挙管理委員会
刈谷市	刈谷市選挙管理委員会	丹羽郡	大口町選挙管理委員会
豊田市	豊田市選挙管理委員会	知多郡第一	阿久比町選挙管理委員会
安城市	安城市選挙管理委員会	知多郡第二	美浜町選挙管理委員会

選挙公報掲載文原稿用紙（イメージ図）



- ・上図の、—— 部分には、記載又は原稿を貼り付けないでください。
- ・写真欄は空欄のままとし、**写真を貼らないでください。**
- ・氏名欄には、立候補届出書に記載された**氏名を縦書きで記載**してください。
ただし、立候補届出の際に**通称使用の認定を受けた者は、当該通称を記載**しなければなりません。
- ・氏名欄には、氏名のほか年齢、所属党派に関することなどを記載することができます。
- ・氏名欄に年齢を記載する場合は、**選挙期日（4月7日）現在の満年齢**としてください。
- ・氏名欄には、**図画、図表、罫線の類及び写真は掲載できません。また、白抜き文字、デザイン文字も掲載できません。**

<掲載できない氏名欄の記載例>



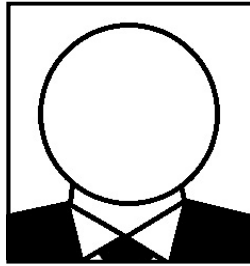
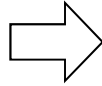
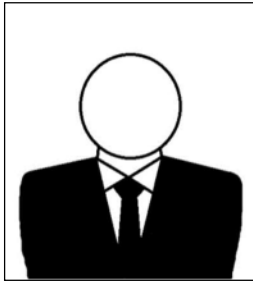
罫線、図表、白抜き文字等は不可

<顔写真の例>

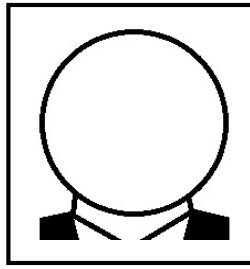
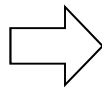
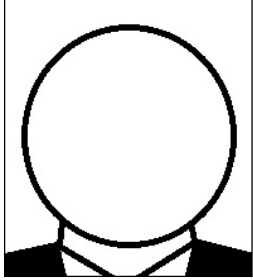
提出写真（L判大）

トリミング後（掲載例）

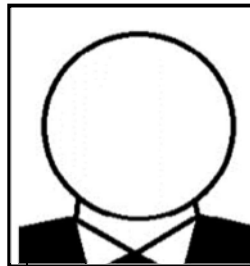
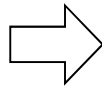
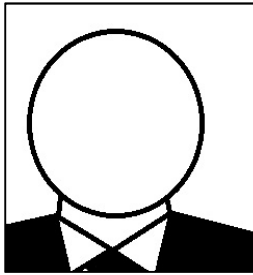
（例1）



（例2）



（例3）



・掲載にあたり、提出された写真の顔部分を中心にトリミング加工し、各候補者の顔の大きさがほぼ均等になるように調整します。

・両肩先まで写っていない場合（例2、例3）は、印刷時に、両端などに余白が生じる可能性があります。

関係条例等（抜粋）

〔愛知県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例〕

（選挙公報の発行）

第二条 愛知県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、愛知県議会の議員の選挙においては、愛知県議会の議員の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、一回発行しなければならない。

- 2 選挙公報は、選挙区ごとに、発行しなければならない。
- 3 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。
- 4 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、委員会が定める。

（掲載の申請）

第三条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に文書で申請しなければならない。

- 2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

（選挙公報の発行手続）

第四条 委員会は、前条第一項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

- 2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。
- 3 前条第一項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第五条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会（名古屋市においては、区の選挙管理委員会。以下同じ。）が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日の前日までに、配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、区役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第六条 公職選挙法第百条第四項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(申請等の時間)

第七条 この条例の規定又はこの条例に基づく委員会の定めによって候補者が委員会に対してする申請その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

[愛知県公職選挙管理規程]

第9章 選挙公報

(掲載文の申請)

第29条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは知事
の選挙における法第168条第1項の規定又は愛知県議会の議員の選挙における選挙公報
の発行に関する条例（平成28年愛知県条例第6号）第3条第1項の規定による選挙公
報の掲載文の申請は、別記第17号様式の選挙公報掲載申請書に県の委員会が交付する
原稿用紙に記載した掲載文及び候補者の写真を添えてしなければならない。

2 前項の原稿用紙の様式は、選挙の都度、県の委員会が定める。

(掲載文の記載)

第30条 選挙公報の掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。

2 写真欄には、文字、符号及び図面、図表その他これらに類するものを記載してはなら
ない。

3 氏名欄には、法第86条第1項、第2項若しくは第3項又は法第86条の4第1項若し
くは第2項の規定による候補者の届出書に記載した氏名（ふりがなを含む。）を縦書き
で記載しなければならない。ただし、令第88条第8項（同条第9項又は令第89条第5
項において準用する場合を含む。）の規定により通称の使用の認定を受けた場合におい
ては、当該通称を記載しなければならない。

(掲載文の用字等の制限)

第30条の2 選挙公報の掲載文は、通常使用する漢字、かな文字、数字、アルファベッ
トその他の文字、符号、線及び図画、図表その他これらに類するものをもつて記載しな
なければならない。ただし、氏名欄には、通常使用する漢字、かな文字、数字、アルファ
ベットその他の文字を用いて記載しなければならない。

2 掲載文には、第29条の2第1項の規定により掲載できる写真以外の写真を掲載する
ことができない。

3 選挙公報の掲載文に図画、図表その他これらに類するものを記載しようとする場合
においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記
載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。ただし、選挙公報の
掲載文を記載することができる面積には、写真欄及び氏名欄に係る面積は含まない。

(違反等に対する措置)

第 30 条の 3 県の委員会は、候補者から提出された選挙公報の掲載文が前 2 条の規定に違反していると認める場合又は文字が著しく小さいと認めるとき、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、当該部分の記載の訂正を求めることができる。

2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、県の委員会は、必要な訂正をすることができる。

(掲載文の撤回又は修正)

第 31 条 第 29 条の 2 第 1 項の規定により申請した選挙公報の掲載文は、撤回又は修正することができない。ただし、法第 168 条第 1 項の規定又は愛知県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第 3 条第 1 項の規定による期日までに撤回又は修正を申請した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の申請は、別記第 18 号様式の選挙公報掲載文撤回（修正）申請書によつてしなければならない。

(掲載順序のくじ)

第 31 条の 2 選挙公報の掲載文掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、県の委員会があらかじめ告示するものとする。

(選挙公報の印刷)

第 32 条 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版により印刷して作成する。

2 候補者は、選挙公報の体裁について指定することができない。

3 選挙公報には、その余白に選挙に関する啓発、周知等の事項を登載することができる。

(選挙公報の発行の中止等)

第 33 条 当該選挙の候補者が死亡し、候補者の届出が取り下げられ、若しくは候補者たることを辞退し（法第 91 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 103 条第 4 項の規定により候補者の届出が取り下げられ、又は候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）、又は立候補の届出を却下された場合においても選挙公報の発行手続に着手した後は、その発行手続は、中止しない。

2 選挙公報の印刷に誤りがあつたときは、その正誤を愛知県公報に登載して行なう。

(掲載文の不返還)

第 34 条 既に提出された掲載文（写真を含む。）は、いかなる場合においても返還しない。

[愛知県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する条例]

(選挙区及び各選挙区の議員の数)

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、愛知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表に定めるとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
名古屋市千種区	名古屋市千種区の区域	二人
名古屋市東区	名古屋市東区の区域	一人
名古屋市北区	名古屋市北区の区域	二人
名古屋市西区	名古屋市西区の区域	二人
名古屋市中村区	名古屋市中村区の区域	二人
名古屋市中区	名古屋市中区の区域	一人
名古屋市昭和区	名古屋市昭和区の区域	二人
名古屋市瑞穂区	名古屋市瑞穂区の区域	二人
名古屋市熱田区	名古屋市熱田区の区域	一人
名古屋市中川区	名古屋市中川区の区域	三人
名古屋市港区	名古屋市港区の区域	二人
名古屋市南区	名古屋市南区の区域	二人
名古屋市守山区	名古屋市守山区の区域	二人
名古屋市緑区	名古屋市緑区の区域	三人
名古屋市名東区	名古屋市名東区の区域	二人
名古屋市天白区	名古屋市天白区の区域	二人
豊橋市	豊橋市の区域	五人
岡崎市及び額田郡	岡崎市及び額田郡の区域	五人
一宮市	一宮市の区域	五人
瀬戸市	瀬戸市の区域	二人
半田市	半田市の区域	二人
春日井市	春日井市の区域	四人
豊川市	豊川市の区域	三人
津島市	津島市の区域	一人
碧南市	碧南市の区域	一人
刈谷市	刈谷市の区域	二人

豊田市	豊田市の区域	五人
安城市	安城市の区域	二人
西尾市	西尾市の区域	二人
蒲郡市	蒲郡市の区域	一人
犬山市	犬山市の区域	一人
常滑市	常滑市の区域	一人
江南市	江南市の区域	一人
小牧市	小牧市の区域	二人
稲沢市	稲沢市の区域	二人
新城市及び北設楽郡	新城市及び北設楽郡の区域	一人
東海市	東海市の区域	二人
大府市	大府市の区域	一人
知多市	知多市の区域	一人
知立市	知立市の区域	一人
尾張旭市	尾張旭市の区域	一人
高浜市	高浜市の区域	一人
岩倉市	岩倉市の区域	一人
豊明市	豊明市の区域	一人
日進市及び愛知郡	日進市及び愛知郡の区域	二人
田原市	田原市の区域	一人
愛西市	愛西市の区域	一人
清須市、北名古屋市及び西春日井郡	清須市、北名古屋市及び西春日井郡の区域	二人
弥富市	弥富市の区域	一人
みよし市	みよし市の区域	一人
あま市及び海部郡	あま市及び海部郡の区域	二人
長久手市	長久手市の区域	一人
丹羽郡	丹羽郡の区域	一人
知多郡第一	知多郡のうち、阿久比町及び東浦町の区域	一人
知多郡第二	知多郡のうち、南知多町、美浜町及び武豊町の区域	一人